

袋井市における日影による中高層の建築物の制限

用途地域	容積率	制限を受ける建築物	日影測定面 高さ	日影時間	
				敷地境界 から5m～10m	敷地境界 から10m超
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	5/10、6/10、8/10以下	軒高7m超又は3階以上	1.5m	3時間	2時間
	10/10、15/10、20/10以下		1.5m	4時間	2.5時間
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	10/10、15/10以下	高さ10m超	4m	3時間	2時間
	20/10以下		4m	4時間	2.5時間
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	20/10以下	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間
近隣商業地域 準工業地域	20/10以下	高さ10m超	4m	5時間	3時間
用途地域指定なし	20/10以下	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間